近畿地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 21 年９月４日

近畿地方整備局長　上総　周平

道路の種類	路線名	区間
一般国道	24号	木津川市木津池田44番２から同市木津池田95番１までの上り線

岩手労働局

最低賃金の改正決定に関する公示

岩手労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、岩手県最低賃金（昭和55年岩手労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成 21 年９月４日

岩手労働局長　山嵜　眞司

第４号中「１時間628円」を「１時間631円」に改める。

群馬労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、群馬県最低賃金（昭和55年群馬労働基準局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成 21 年９月４日

群馬労働局長　谷川　隆一

第４号中「１時間675円」を「１時間676円」に改める。

島根労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、島根県最低賃金（昭和55年島根労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成 21 年９月４日

島根労働局長　伊藤　敏明

第４号中「１時間629円」を「１時間630円」に改める。

山口労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、山口県最低賃金（昭和55年山口労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成 21 年９月４日

山口労働局長　山口　昌志

第４号中「１時間668円」を「１時間669円」に改める。

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

北海道地方交通審議会は、北海道漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年北海道運輸局最低賃金公示第２号）及び北海道漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年北海道運輸局最低賃金公示第３号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から２週間以内に北海道運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号047―0007 北海道小樽市港町５番３号」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、３に掲げる船舶所有者に使用されている船員に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　北海道運輸局の管轄区域

３　適用する使用者　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、次に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者

⑴　沖合底びき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令(昭和38年政令第６号）第１項第１号に掲げる漁業をいう。）

⑵　大中型まき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令(昭和38年政令第６号）第１項第４号に掲げる漁業をいう。）

平成 21 年９月４日

北海道地方交通審議会会長　佐藤　馨一

国家試験

水先人試験の施行

水先人試験の施行について、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）第十一条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十一年九月四日

国土交通大臣　金子　一義

一　新たに一級水先人の免許を受けようとする者に対する試験

イ　筆記試験

水先区	試験日	試験場所	受験申請書提出先	受験申請書提出期間	合格発表日
湾伊勢水先区	平成二十一年八月二日	霞が関三丁目一番一号中央合同庁舎第三号館（東京都千代田区霞が関三丁目一番一号）	〒一〇〇―八九一九　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号　国土交通省海事局船員課	平成二十一年九月七日から同月十九日まで（郵送による場合は、九月十九日必着）	平成二十一年十二月二十一日
内海水先区					

備考　身体検査は、受験申請書に添付される健康証明書により筆記試験前に合否判定を行う。

ロ　口述試験（筆記試験合格者に対して行う。）

試験日、試験場所及び合格発表日は、筆記試験合格者に対して通知する。

二　その他

郵便により受験申請するときは、自己の氏名、住所及び郵便番号を明記の上、郵便切手八十円分を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

航空従事者技能証明等に関する試験の施行

航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第45条第１項の規定に基づき、航空従事者技能証明等に係る試験の施行について、次のとおり公示する。

平成 21 年９月４日

国土交通大臣　金子　一義

１　学科試験を行う航空従事者技能証明等

一　定期運送用操縦士、事業用操縦士、自家用操縦士、二等航空整備士、一等航空運航整備士及び二等航空運航整備士の資格に係る技能証明

二　二等航空整備士及び二等航空運航整備士の資格に係る技能証明の限定の変更

三　事業用操縦士及び自家用操縦士の資格に係る技能証明の等級についての限定の変更であって、新たに受けようとする限定が曳航装置なし動力滑空機及び曳航装置付き動力滑空機であるもの

四　計器飛行証明

五　操縦教育証明

六　航空英語能力証明

２　学科試験の期日及び場所　平成21年11月23日（月）　東京都、大阪市

３　申請書の受付期間　平成21年10月９日（金）から平成21年10月16日（金）までに次項第一号又は第二号に掲げる提出先へ持参又は書留便により郵送するものとし、郵送する場合にあっては、同日までの日本の消印のあるものを有効とする。

４　申請書の提出先

一　東京都において学科試験を受験しようとする者は、東京都千代田区九段南１丁目１番15号（郵便番号102―0074）九段第二合同庁舎内、東京航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。

二　大阪市において学科試験を受験しようとする者は、大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号（郵便番号540―8559）大阪合同庁舎第四号館内、大阪航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。

三　申請書の提出後、住居の移転等やむを得ない理由により受験地を変更しようとする者は、申請書を提出した当該地方航空局へ受験地変更願いを平成21年10月20日（火）までに提出すること。